

九十九里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成25年2月20日

告示第11号

(趣旨)

第1条 町長は、地震時における木造住宅の安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修を行う者に対し、予算の範囲内において、九十九里町補助金等交付規則（昭和47年九十九里町規則第7号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法(一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づき、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士(以下「建築士」という。)が行う一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。
- (2) 上部構造評点 耐震診断により算出された上部構造の耐震性能に係る評点をいう。
- (3) 設計 建築士法第2条第5項に規定する設計をいう。
- (4) 工事監理 建築士法第2条第7項に規定する工事監理をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断の結果において上部構造評点が1.0未満である木造住宅について、その上部構造評点を1.0以上とするために、建築士が行う設計及び工事監理並びに建築士が行った設計に基づく工事をいう。
- (6) 工事施工者 前号の工事を行う者のうち、町内に本店、支店若しくは営業所等を開設しているもの又は町内に居住しているものであって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けている者
 - イ 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事に該当する場合にあっては、工事の施行をする者が建設業法第7条第2号のいずれかに掲げる者と同等の経歴を有する者、同法第27条第5項に規定する合格証明書の交付を受けている者又は建築士
 - ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する登録を受けている者

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助金の交付対象となる木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）を所有していること。
- (3) 補助対象木造住宅に現に居住していること。
- (4) 町税を滞納していないこと。

(補助対象木造住宅)

第4条 補助対象木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に所在していること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が木材である住宅（丸太組構法又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法で建築された住宅を除く。）であること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (4) 一戸建ての住宅又は兼用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。）であること。
- (5) 地上階数が2以下であること。
- (6) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。
- (7) 以前にこの告示による補助金を受けていないこと。

(補助の対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象木造住宅の耐震改修に係る費用のうち次に掲げるものとする。

- (1) 設計に要する費用
- (2) 工事監理に要する費用
- (3) 工事施工者の行う耐震改修工事に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、設計、工事監理及び耐震改修工事を一体で行う費用に3分の2を乗じた額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）とし、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額を上限とする。

(1) 100万円

(2) 耐震改修工事に要する費用に5分の4を乗じた額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)

(耐震改修の完了期限)

第7条 第9条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該日の属する年度の1月31日までに、当該交付決定を受けた耐震改修(以下「交付決定耐震改修」という。)を完了しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(交付申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、交付決定耐震改修に係る設計の契約を締結する前に、九十九里町木造住宅耐震改修補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象木造住宅の案内図及び登記事項証明書

(2) 補助金の交付を受けようとする者の住民票の写し

(3) 補助対象木造住宅の耐震診断の結果報告書の写し

(4) 補助金の交付を受けようとする者が町税を滞納していないことを明らかにする書類

(5) 補助対象経費に係る見積書の写し

(6) 補助対象木造住宅の耐震改修に係る設計及び工事監理をする建築士の免許証の写し

(7) 施工者の要件を満たしていることを証する書類

(8) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が個人情報確認同意書(別記第2号様式)を町長に提出したときは、同項第2号及び第4号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(交付の決定)

第9条 町長は前条の規定による申請を受けたときは、規則第4条第1項の規定により補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定に、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、九十九里町木造住宅耐震改修補助金交付可否決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(申請内容の変更等)

第11条 交付決定者が、交付決定耐震改修の内容を変更しようとするときは、九十九里町木造住宅耐震改修補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に変更事項を証する書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更の承認の可否を決定したときは、九十九里町木造住宅耐震改修補助金変更承認可否決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（中止の届出）

第12条 交付決定者が、交付決定耐震改修を中止しようとするときは、九十九里町木造住宅耐震改修中止届出書（別記第6号様式）により町長に届け出なければならない。

（検査）

第13条 交付決定者は、交付決定耐震改修において、耐震補強に係る金物、筋かい等の施工後に、それが視認可能な時点の工程に達したときは、仕上げ工事の着手前に、九十九里町木造住宅耐震改修中間報告書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告を受けた後、速やかに検査を行わなければならない。この場合において、当該検査は、交付決定者の立会いの下に行うものとする。

3 交付決定者は、前項の検査に協力しなければならない。

4 町長は、第2項の検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めるときは、交付決定者に工事の改善を九十九里町木造住宅耐震改修検査結果指示書（別記第8号様式）により指示することができる。

5 町長は、前項の規定による指示を行ったときは、改めて検査を行うものとする。

（実績報告）

第14条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、交付決定耐震改修の完了後速やかに九十九里町木造住宅耐震改修実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事を行った部位ごとの、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真（撮影場所を明示した図面を含む。）
- (2) 設計に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (3) 工事監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 工事に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (5) 工事監理報告書（別記第10号様式）
- (6) 竣工図

(7) その他町長が必要と認める書類

(確定の通知)

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、九十九里町木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

(請求)

第16条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとする者は、交付決定日の属する年度の3月31日までに、九十九里町木造住宅耐震改修補助金交付請求書（別記第12号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、九十九里町木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定耐震改修を中止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日告示第15号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月21日告示第120号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。